

令和５年第５回野洲市議会定例会提出案件

１ 専決処分 １件

- 議第 83 号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和５年度野洲市一般会計補正予算（第５号）)

①予算額（７／31 専決）

- ・補正前予算額 27, 101, 264 千円
- ・補正額 311, 389 千円
- ・補正後予算額 27, 412, 653 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財政調整基金繰入金の追加（311, 389千円）

【歳出】

- ・主要法人における確定申告に伴う予定納税額の還付金の計上（311, 389千円）

２ 決算認定 １０件

- 議第84号 令和４年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第85号 令和４年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第86号 令和４年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第87号 令和４年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第88号 令和４年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第89号 令和４年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第90号 令和４年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第91号 令和４年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第92号 令和４年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第93号 令和４年度野洲市病院事業会計決算の認定について

３ 補正予算 ８件

- 議第 94 号 令和５年度野洲市一般会計補正予算（第６号）

①予算額

- ・補正前予算額 27, 412, 653 千円
- ・補正額 544, 532 千円
- ・補正後予算額 27, 957, 185 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・減収補てん特例交付金の決定（7,888千円）、普通交付税の決定（76,764千円）及び臨時財政対策債発行額の決定（△22,523千円）
- ・マイナポイント事業費補助金の増額（3,593千円）
- ・令和4年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金の計上（69,761千円）
- ・令和4年度野洲市こどもの家指定管理料返納金の計上（14,685千円）
- ・北野小学校校舎増築等準備工事に伴う小学校施設整備事業債（35,900千円）の増額

【歳出】

- ・マイナポイント事業に係る費用の増額（3,266千円）
- ・令和4年度決算剰余金の1/2相当額の財政調整基金への積立て（420,000千円）
- ・野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会の開催に係る費用の計上（213千円）
- ・さくらばさまこども園保育室改造工事に係る費用の増額（3,990千円）及びさくらばさまこども園園庭安全対策工事に係る費用の計上（2,042千円）
- ・現病院施設（東館）耐震補強工事に係る病院事業会計出資金の計上（34,500千円）
- ・中ノ池川ゲート改修工事に係る費用の計上（5,000千円）
- ・中主幼稚園・中主小学校通園通学バス運転委託料の増額（3,980千円）
- ・北野小学校校舎増築等準備工事に係る費用の計上（47,960千円）

□議第95号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,707,985千円
- ・補正額 65,525千円
- ・補正後予算額 4,773,510千円

②補正の概要

【歳入】

- ・収支の財源調整として、繰越金の計上（27,437千円）
- ・令和4年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う国保連合会からの返還金の計上（38,088千円）

【歳出】

- ・国保税システム改修に伴うシステム保守委託料の計上（5,940千円）
- ・令和4年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金の計上（51,849千円）

□議第 96 号 令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 7 1 5, 8 4 4 千円
- ・補正額 1 6, 6 2 0 千円
- ・補正後予算額 7 3 2, 4 6 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 4 年度決算剰余金の計上（16,620千円）

【歳出】

- ・広域連合納付金（令和 4 年度出納整理期間中の保険料等収入額相当分）を計上（15,856千円）

□議第 97 号 令和 5 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 6 0 0, 2 4 7 千円
- ・補正額 2 9 0, 9 2 1 千円
- ・補正後予算額 4, 8 9 1, 1 6 8 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 4 年度低所得者保険料軽減負担金の実績報告に伴う低所得者保険料軽減繰入金の増額（1,146千円）
- ・令和 4 年度重層的支援体制整備事業費の精算による繰出金超過額の繰入れ（2,944千円）
- ・令和 4 年度決算剰余金の計上（286,831千円）

【歳出】

- ・令和 4 年度決算剰余金から返還額等を差し引いた額の介護保険給付費準備基金への積立て（124,481千円）
- ・令和 4 年度介護給付費・地域支援事業費の確定に伴う負担金等の返還金の計上（96,679千円）

□議第 98 号 令和 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 1 7, 1 3 5 千円
- ・補正額 2, 8 0 8 千円
- ・補正後予算額 1 9, 9 4 3 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 4 年度決算剰余金の計上（2,808千円）

【歳出】

- ・決算剰余金を墓地公園整備管理基金へ積立て（2,808千円）

□議第 99 号 令和 5 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 1 2 1, 5 8 7 千円
- ・補正額 △ 1, 0 6 7 千円
- ・補正後予算額 1 2 0, 5 2 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 4 年度決算剰余金の計上（33千円）
- ・公債費利子支払い額の減に伴う地域開発事業借換債の減額（△1,100千円）

【歳出】

- ・借換債利子確定に伴う不用額の減額（△1,067千円）

□議第 100 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 0 5 2, 0 4 1 千円
- ・補正予算額 4 0, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 1, 0 9 2, 0 4 1 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・水源地設備機器修繕に係る増額（20,000千円）
- ・漏水修繕業務委託料の増額（20,000千円）

□議第 101 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 8 4 4, 8 6 5 千円
- ・補正予算額 3 4, 5 0 0 千円
- ・補正後予算額 1, 8 7 9, 3 6 5 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 2, 1 5 9, 3 8 0 千円
- ・補正予算額 6 9, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 2, 2 2 8, 3 8 0 千円

②補正の概要

【資本的収入】

- ・一般会計負担金の減額（△1,326,584千円）
- ・一般会計出資金の増額（34,500千円）
- ・土地売却代金の計上（1,125,050千円）
- ・一般会計補助金の計上（201,534千円）

【資本的支出】

- ・東館耐震補強工事監理業務委託に係る増額（3,000千円）
- ・東館耐震補強工事に係る増額（66,000千円）

4 条例制定・改廃 2件

□議第 102 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

本市では、マイナンバーカード等の利用者証明用電子証明書を活用し、平成 28 年 10 月から証明書コンビニ交付サービスを実施しているが、市民サービスの向上のため、同サービスの対象に新たに住民票記載事項証明書を追加することについて、おうみ自治体クラウド協議会での調整が整ったことから、所要の改正を行う。

施行日 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

□議第 103 号 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格要件は、原則として都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要があるが、国において放課後児童支援員の人材を安定的に確保する観点から、職員の研修計画を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員としてみなすことができるよう資格要件の取扱いが変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

5 その他 6件

□議第 104 号 工事請負契約について（学校給食センター改修工事）

次のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 契約の目的 | 学校給食センター改修工事 |
| 2 契約金額 | 1, 5 1 4, 7 0 0, 0 0 0 円 |

- 3 契約の相手方 滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地
株式会社奥田工務店
代表取締役 北川 昭市

□議第 105 号 工事請負契約の変更について（市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事）

令和4年9月6日議決を得た市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事の請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事
2 契約金額

市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事

変更前	変更後
490,600,000円	502,067,500円

- 3 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町水口1590番地1
株式会社フジサワ建設
代表取締役 藤澤 正幸

【主な変更内容】

- ・基礎の土工事時における掘削土留めにおいて、施工した結果、当初想定していなかった地下水の湧き水が生じ、湧き水の止水性が高い全鋼矢板工法による土留め工を追加するため、増額する。
- ・特記仕様書で、土工事の建設発生土の処理に関し杭工事における産業廃棄物となる発生残土量の変更により見込みが未満となる場合は減額対象とするとしており、設計数量が減少したため、減額する。
- ・各住戸の玄関傍に後付けポストを設置するため、増額する。
- ・市道管理者との協議により、市道乗入口の既設側溝を横断側溝へ変更することから、増額する。
- ・屋外埋設設備との干渉により、一部植栽を減らすことから、減額する。
- ・外部建具について、設計時の Low-E3 ガラスでは遮音性能が確保できないことから、協議により高性能なものへ変更するため、増額する。

計 11,467,500 円（増額）

【工期の延長】

なし

□議第 106 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路 線 名	認 定 理 由
しも さわ 下ノ沢 1 号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

□議第 107 号 令和 4 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金 207,594,186 円のうち、建設改良費に使用した 33,463,468 円を資本金に組み入れることにつき、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 108 号 令和 4 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金 500,560,031 円のうち、200,000,000 円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のため使用した 200,000,000 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 109 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金 1,866,406,970 円のうち、350,000,000 円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、600,000,000 円を建設改良費等の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、企業債償還のため使用した 72,393,273 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

6 人事案件 3 件

□議第 110 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
はやし 林 かずみ	●●●●●●●●	●●●●●●

※任期 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

□議第 111 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
さかぐち けいこ 阪口 啓子	●●●●●●●●	●●●●●●

※任期 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

□議第 112 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
やまざき みのる 山崎 稔	●●●●●●●●	●●●●●●

※任期 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで